

お子さまがインフルエンザに罹患されたら…

- ① 医療機関を受診し、インフルエンザと診断された場合は「出席停止」となり、学校、留守家庭児童育成クラブには登校できません。
- ② 出席停止期間を終えたら、保護者の方が「インフルエンザ罹患に関する届」に必要事項を記入していただき、再出席する日に提出先へ提出してください。出席停止期間は必ずお守りください。届が未提出、又は記入漏れがある場合は登校を許可することができない場合があります。
- ③ 発症した日は、受診した医療機関に確認していただきますが、聞き忘れたりして、保護者の方では判断できない場合や、その他質問がある場合は提出先に相談してください。
- ④ その他の感染症につきましては、従来通り、医師が作成する意見書（旧治癒証明書）の提出が必要です。

インフルエンザ出席停止期間早見表

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

出席停止期間の数え方

インフルエンザの出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。最短でも発症日を含め、6日間は出席停止期間となります。

出席停止期間の数え方は、発症日及び解熱日を0日目とし、翌日から1日目、2日目・・・と数えていきます。